

さぬき市学校等跡地施設利活用事業審査基準

1 審査項目及び配点

審査項目	評価基準	配点
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 募集要項に掲げる応募条件を十分に理解するとともに、さぬき市学校等跡地施設利活用のための基本方針に掲げる目的や考え方に沿った提案となっているか 	20
	<ul style="list-style-type: none"> 事業コンセプトが魅力的であり、将来性が期待できるものであるか 事業内容の実現可能性が高く、長期にわたり事業継続性が見込まれるものであるか 	20
実施体制等	<ul style="list-style-type: none"> 事業の実施体制が十分に構築され、施設の貸付期間中、確実かつ円滑に事業を実施できる体制となっているか 施設の貸付期間中、市との連携や意思疎通が図れる体制となっているか 本事業を確実に実施するに足る十分な実績があり、そのノウハウを本事業に活用することが期待できるか 	20
地域活性化並びに地域への配慮及び貢献	<ul style="list-style-type: none"> 地域資源の有効活用や地元雇用の創出など、地域活性化が見込める提案となっているか 	20
	<ul style="list-style-type: none"> 施設周辺の環境に配慮した提案となっているか 地域や隣接する小学校等との連携が見込める提案となっているか 地域住民への施設開放等について配慮がなされているか 	20
合計点数		100

2 審査方法

- (1) 審査委員は、上記1の審査項目に基づき得点化し、最高得点をつけた委員数が最も多い応募者を利活用事業候補者として選定する。
- (2) 最高得点をつけた委員数が同数となった場合は、得点化した点数を応

募者ごとに合算し、最も高い得点となった応募者を利活用事業候補者として選定する。

(3) 合算した得点が同点であった場合は、利活用の内容や借入希望期間、借入希望価格といった貸付条件等を勘案し、政策審議会において協議の上、利活用事業候補者を選定する。

(4) 応募が1者のみの場合は、審査委員の点数を合算し、配点合計の7割以上の得点となった応募者を利活用事業候補者として選定する。

3 評価方法

下記「得点の判断基準表」に基づき得点化する。

判断基準	評価	得点
優れている	A	20点
やや優れている	B	15点
標準的である	C	10点
やや劣っている	D	5点
劣っている	E	0点